

勝山市告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、
本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は県営土地改良（区画整理）事業 勝山東部地区（全工区）
に係る換地処分の公告があった日の翌日から効力が生ずるものとする。

平成 26 年 1 月 22 日

勝山市長 山岸 正徳



次の区域を平泉寺町赤尾 4 4 字^{まめだ}豆田に編入する。

大字	字	地番
平泉寺町赤尾	4 3 字 ^{まめだ} 豆田	1 3

次の区域を平泉寺町赤尾 5 2 字^{しものみやのうしろ}下ノ宮ノ後に編入する。

大字	字	地番
平泉寺町赤尾	4 3 字 ^{まめだ} 豆田	2-2、2-3、4-3、5、8-2
	4 8 字 ^{じゅんけんみちかみ} 巡見道上	35、36
	5 1 字 ^{しものみやのうしろ} 下ノ宮ノ後	10、11-1、11-2、11-3、 11-4、11-5

これらの区域に隣接介在する道路、水路である県有地、市有地の全部および一部